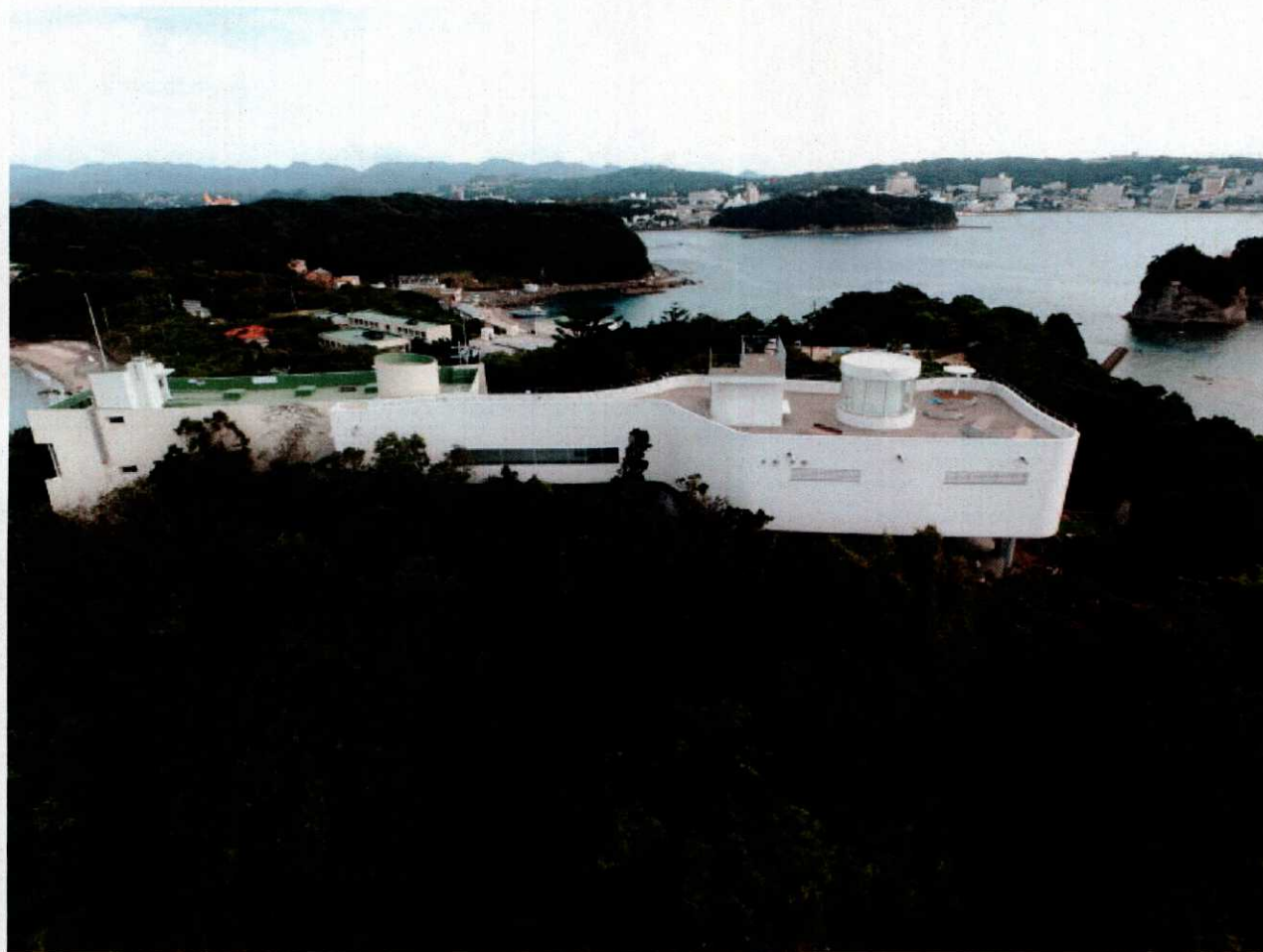


田辺労働基準監督署 通信

2017年 3・4月号



(南方熊楠記念館新館 平成29年3月19日オープン 白浜町)

Contents

- 管内の労働災害発生状況について（速報）
- 覚えてますか。
- Q&Aコーナー

添付 管内の労働災害発生状況（速報版）
安全衛生チェックリスト

○ 管内の労働災害発生状況について（速報）

平成28年の1年間において、田辺労働基準監督署では、速報値ではありますが、休業4日以上労働災害が192件発生しております（労働者死傷病報告による）。今後も報告の状況により、若干、増加するものと思われる、確定値である平成25年、平成26年の173件（2年連続で同件数でした。）を超えています（確定値は、例年4月当初で確定することとなっています）。では、どのような災害が多いのでしょうか？

事故の型の割合を多いものから順に見てみますと、

1 転倒 2 墜落・転落 3 切れ・こすれ

となっています。また、災害が多い業種を順に見てみますと、

1 建設業 2 林業 3 食料品製造業 4 農業
5 卸売・小売業 6 清掃・と畜業 7 社会福祉施設

ですが、建設業に至っては約50%も増加（特に建築工事業）しており、そのほかでは卸売・小売業、清掃・と畜業でも大幅に増加しております。

では、どのようにすればさらに減少させることができるのでしょうか？

長期的には災害は減少していることは間違いなく、社会全体として地道に、こつこつと、継続的に災害防止に取り組んだ結果、機械そのものの安全対策が出来ていないといったようなことで発生する災害は、間違いなく減少しております（当然、点検・整備・改善は必要です）。そのかわりといったら語弊がありますが、被災される方の注意や意識といったことがより重要となる転倒や交通災害などがクローズアップされる状況となっているものです。ですから、毎年7月の安全週間のスローガンでは、「みんな」という言葉が用いられているところで、今後、さらなる災害の減少を目指すには、

- ・ 機械・設備の点検と従事者への説明・教育
- ・ 危険箇所等の共通認識・掲示と改善
- ・ 各々の安全意識の向上と注意
- ・ 職場間でのコミュニケーションの醸成

が、より重要となってきます。「安全衛生チェックリスト」を用いて、「みなさん」で確認してみてもはどうでしょうか。

最後に、前号でも記載しましたが、平成29年は第12次労働災害防止計画の最終年です。同計画は、第11次労働災害防止計画時点の労働災害発生件数より15%の労働災害の減少を目指しているもので、その達成は本年の結果次第でもあります。国をあげての取り組みでもありますので、例年以上に、職場のみなさま全員での取り組みをよろしくお願いします。

○ 覚えてますか。

みなさんは覚えてますか。平成19年に施行された労働契約法で、「**同一の利用者との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換する。**」ことが規定されていることを（いわゆる無期転換ルールで、平成25年の改正で導入）。

無期転換ルールでは、通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象となっており（平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めません。）、仮に、平成25年4月1日に開始する有期労働契約を行い、引き続き、毎年契約更新をしている場合、平成30年4月1日以降の更新後については、その労働者から申し込みがあった場合、無期労働契約に転換しなければならないこととなります。つまり残り1年以内に、対応について整備しておく必要があります。

そのような中、平成27年に、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（以下、「特措法」とします。）が施行されており、有期労働契約で雇用する労働者のうち、

1 専門的知識等を有する者（年収換算が1,075万円以上の者に限る。）で、当該専門的知識等を必要とする業務に就く者（第一種特定有期雇用労働者といいます。）

2 定年（60歳以上のものに限る。）に達した後引き続いて当該事業主に雇用される者（第二種特定有期雇用労働者といいます。）

のいずれかについては、本社等主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に認定申請を行い、認定を受けた場合のみ、認定の範囲において、事業全体で特例として、無期転換ルールに基づく労働者の申し込みの権利（無期転換申込権）が発生しないこととなります。

そして、特措法については、平成27年施行ですが、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の部分から特例の適用の対象となりますので、平成29年度内に対応をしなければならないケースも多く考えられるところです。

1で記載した対象者については少ないのでは？と考えますが、2で記載した対象者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律などの影響もあり、多いのでは？と考えます。

もちろん1または2で記載する対象者を雇用されており、今後、無期労働契約に転換するというのであれば、特措法のことを考慮する必要はありません。しかし、無期労働契約とするのは、当面、困難であると考えているのであれば、認定申請等考慮する必要がありますので、ご注意ください。

なお、特措法にかかる詳細については、厚生労働省のホームページで、「有期特別措置法」と検索すれば、リーフレットほかダウンロードが可能ですし、都道府県労働局にお電話等で問合せいただきますようよろしくお願いします。

○ Q&Aコーナー（個別紛争解決援助制度関係）

Q 労働基準監督署では、労働基準法といった法律に規定する相談だけでなく、職場のトラブルにも対応する制度があると聞きましたが、どのような制度ですか。

A 平成13年に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく制度で、都道府県労働局と労働基準監督署内に設置された「総合労働相談コーナー」で対応しております。

相談対応は施行以前と変わらず対応しているところですが、内容としては、労働基準法などの法令違反に対応するのではなく、いわゆる労働にかかるトラブル（すでに当事者間で紛争となっているもので、一例としては、解雇の内容などに対する紛争ほかとなります。）に対して、申請に基づき、専門家による解決のためのあっせんなどがあります。

また、制度の利用については、労働者のみという限定はありません。

ただし、民事裁判を行うよりも、時間的にも、経済的にも利便性が高いといえるもので間違いはありませんが、裁判とは異なりますので、制度上限界もあるのも事実です。

詳細については、リーフレットもご用意していますので、最寄の労働基準監督署への問合せや厚生労働省のホームページを確認ください。

田辺労働基準監督署

〒646-8511

田辺市明洋二丁目24番1号

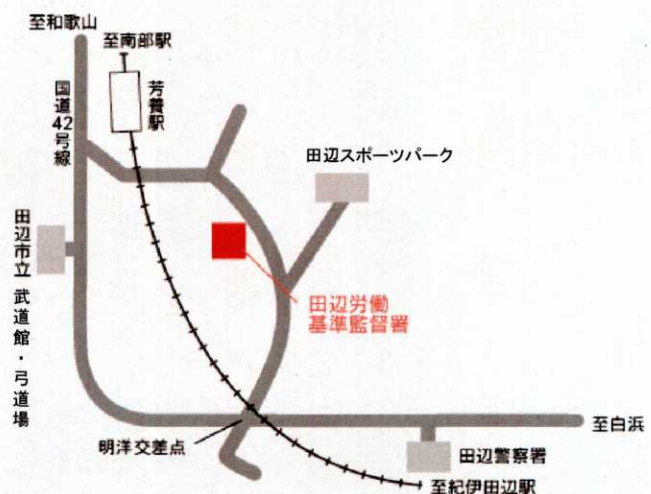
TEL：0739-22-4694

FAX：0739-22-3342

管轄：田辺市、西牟婁郡、
日高郡のうち みなべ町

窓口 AM8:30～PM5:15

（休日 土日祝祭日、年末年始）



平成28年(1月1日～12月末日速報値)業種別労働災害発生状況

田辺労働基準監督署

業 種	発 生 年	休業4日以上の労働災害			対前年増減	増減率(%)
		平成26年	平成27年	平成28年		
製造業	食料品製造業	25	17	25	8	
	繊維工業	2	1		△1	
	衣服その他の繊維製品製造業					
	木材・木製品製造業		3	1	△2	
	家具・装備品製造業		1		△1	
	パルプ・紙・紙加工品製造業		1		△1	
	印刷・製本業					
	化学工業	2	1		△1	
	窯業土石製品製造業	1	3		△3	
	鉄鋼業					
	非金属製品製造業	2	1	3	2	
	一般機械器具製造業	3	2	2		
	電気機械器具製造業					
	輸送機械等製造業					
	電気・ガス・水道業					
	その他の製造業	2	1	2	1	
小計		37	31	33	2	6.5%
鉱業						
建設業	土木工事業	16	10	9	△1	
	建築工事業	15	12	24	12	
	うち木造家屋建築工事業	5	3	5	2	
	その他の建設業	1	2	3	1	
	小計	32	24	36	12	50.0%
運輸交通業	鉄道・水運・航空業					
	道路旅客運送業	3	1	2	1	
	道路貨物運送業	9	10	10		
	その他の運輸交通業					
小計		12	11	12	1	9.1%
陸上貨物取扱・港湾運送業						
農林業	農業	12	13	16	3	
	林業	(1) 24	22	(1) 28	6	
	小計	(1) 36	35	(1) 44	9	25.7%
畜産・水産業		4	8		△8	△100.0%
商業	卸・小売業	6	(1) 13	15	2	
	美容業					
	その他の商業	1		3	3	
	小計	7	(1) 13	18	5	38.5%
金融・広告業				1	1	
映画・演劇業						
通信業		5		3	3	
教育・研究業				1	1	
保健衛生業	医療保健業	4	2	1	△1	
	社会福祉施設	4	17	11	△6	
	その他の保健衛生業		1		△1	
	保健衛生業小計	8	20	12	△8	△40.0%
接客娯楽業	旅館業	14	6	7	1	
	飲食店	5	2	6	4	
	その他の接客娯楽業	1	4	3	△1	
	接客娯楽業小計	20	12	16	4	33.3%
清掃・と畜業		5	7	13	6	85.7%
その他の事業		5	5	3	△2	△40.0%
合計		(1) 171	(1) 166	(1) 192	26	15.7%
死亡災害		1	1	1		

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
 2 単位は人
 3 統計は労働者死傷病報告の集計による
 4 各年とも1月末集計の速報値

平成28年(1月1日～12月末日速報値) 業種別・事故の型別 労働災害発生状況

業種		事故の型		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻 き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	無理な動作	その他計	合 計	前年同期	対前年 増減数 (死傷者数)	対前年 増減率	構成比 (本年の 死傷者 数)		
製造業	食品製造業	原料・包装	5	12			1	1	1	2	2			1	25	17	8	47.1%	13.0%		
	繊維製品製造業	縫製														1	△1	△100.0%			
	衣服その他の繊維製品製造業	縫製																			
	木材・木製品製造業	木工									1				1	3	△2	△66.7%	0.5%		
	家具・装具・紙・紙加工品製造業	木工														1	△1	△100.0%			
	印刷業	印刷														1	△1	△100.0%			
	化学工業	化学														1	△1	△100.0%			
	窯業・土石製品製造業	窯業														3	△3	△100.0%			
	鉄鋼業	鉄鋼																			
	非金属製品製造業	非金属					1	1			1			1	3	1	2	200.0%	1.6%		
建設業	電気機械器具製造業	電気					1								2	2		0.0%	1.0%		
	輸送機械製造業	輸送																			
	電気・ガス・水道業	電気								1											
	その他の製造業	その他	5	13			3	1	1	4	4			1	33	31	2	6.5%	17.2%		
	土木建築業	土木	1		1		2				2	1	1		9	10	△1	△10.0%	4.7%		
	建築業	建築	6	2	2		3	1	2		3	1	2		24	12	12	100.0%	12.5%		
	土木建築工事	土木	1		1		1				1				5	3	2	66.7%	2.6%		
	土木建築工事	土木	1		1		1			1					3	2	1	50.0%	1.6%		
	土木建築工事	土木	8	2	4		5	1	2	5	3	3	3		36	24	12	50.0%	18.8%		
	鉄道・水運・航空業	鉄道																			
運輸業	道路客運業	道路																			
	道路貨物運送業	道路	5	1			1				1		1	1	2	1	1	100.0%	1.0%		
	航空客運業	航空														10		0.0%	5.2%		
	航空貨物運送業	航空																			
	その他の運輸業	その他	5	2			1				1		1	1	12	11	1	9.1%	6.3%		
	水上貨物取扱・港湾運送業	水上																			
	農林業	農林	9	2							4		1		16	13	3	23.1%	8.3%		
	畜産業	畜産	1		6		3	1	(1)	6	1	9			(1)	22	6	27.3%	14.6%		
	畜産業	畜産	10	2	6		3	1	(1)	6	1	13		1	(1)	35	9	25.7%	22.9%		
	卸売業	卸売	1	5			1	1	1		1	2	2	2	15	(1)	13	2	15.4%	7.8%	
商業	小売業	小売																			
	美容・小売業	美容																			
	その他の商業	その他	2	5			1	1		1	3	2	2		3	(1)	13	5	38.5%	1.6%	
	映画・演劇業	映画	3					1				1			18	(1)	1		9.4%	9.4%	
	放送・通信業	放送													1		1		0.5%	0.5%	
	教育・研究業	教育											3		3		3		1.6%	1.6%	
	保健・福祉業	保健			1										1		1		0.5%	0.5%	
	医療・保健施設	医療		3	1							2	5	1	11	2	△1	△50.0%	0.5%	0.5%	
	保健・福祉衛生業	保健														17	△6	△35.3%	5.7%	5.7%	
	保健衛生業	保健		3	1							2	6		12	20	△8	△40.0%	6.3%	6.3%	
サービス業	旅館業	旅館	1	4						1	1			1	7	6	1	16.7%	3.6%	3.6%	
	飲食店業	飲食	1	3						1	1			1	6	2	4	200.0%	3.1%	3.1%	
	その他の接客業	その他							1		1			1	3	4	△1	△25.0%	1.6%	1.6%	
	接客業	接客	2	7					1		3			3	16	12	4	33.3%	8.3%	8.3%	
	清掃業	清掃	1	5	3		1					1	1	1	13	7	6	85.7%	6.8%	6.8%	
	その他のサービス業	その他													3	5	△2	△40.0%	1.6%	1.6%	
	サービス業	サービス	1	1	1								1		3	(1)	166	26	15.7%	100.0%	100.0%
	サービス業	サービス	34	40	16		14	4	(1)	10	27	14	15	7	(1)	192	26	15.7%	100.0%	100.0%	
	サービス業	サービス	30	43	16		10	1	2	18	17	(1)	12	5	(1)	166	26	15.7%	100.0%	100.0%	
	サービス業	サービス	4	△3			4	3	8	△7	10	2	3	2							
対前年増減数(死傷者数)			13.3%	△7.0%	0.0%	40.0%	300.0%	400.0%	400.0%	△38.9%	58.8%	16.7%	25.0%	40.0%	15.7%						
対前年増減率			17.7%	20.8%	8.3%	7.3%	2.1%	5.2%	5.7%	14.1%	7.3%	7.8%	3.6%	100.0%							
構成比(本年の死傷者数)																					

注: 1 ()内は死亡者数で、死傷者数の内数
2 単位は人
3 統計は労働者死傷病報告の集計による
4 1月末集計の速報値

安全衛生チェックリスト

みなさんは、職場で災害に遭遇したことはありますか？

災害は、意外と身近で発生しており、かつ、多くの方が被害にあっています。

また、その災害については、原因として「なるほど！」と思えるものから、「なんでや！」と思えるものまで様々で、対策を考える場合でも困難を極めるものも少なくありません。

災害が発生すると、事業主の方、働く人々、その家族など誰も得をする人はいません。

10の項目を列挙してみましたので、災害防止のために、職場のみなさんで、職場の環境などをチェックしてみませんか。

記

1 安全衛生教育を行っていますか

… ☐ はい ☐ いいえ

(労働安全衛生法第59条・第60条・第60条の2)

安全に仕事をするためには、職場の状況、使用する機械の使用方法、部材の危険性などを理解する必要があります。

採用時だけでなく、定期的実施することは重要となります。

2 健康診断を実施していますか

… ☐ はい ☐ いいえ

(労働安全衛生法第66条)

安全に仕事をしてもらうためには、まずは健康状態を把握して、体力や健康状況に応じて仕事をしてもらうことが重要なことをご理解いただけたと思います。

3 服装や装備は仕事に適したものですか

… ☐ はい ☐ いいえ

すべりやすい場所での仕事の場合はすべりにくい靴を履く必要があるでしょうし、火気厳禁の場所での仕事の場合は静電気防止の服装とする必要があると思います。

仕事の内容や環境に応じた服装や装備は安全作業の第一歩です。

また、それらの服装や装備については、定期的な点検も必要です（靴底の減りなど注意していますか？）。

4 職場の整理・整頓は出来ていますか

… ☐ はい ☐ いいえ

「通路に落ちていた部材につまずいて怪我をした」あるいは「積み上げられた段ボールが頭上に崩れてきた」といったような災害も多く発生しています。整理整頓はみなさんが行いやすい安全対策です。また、床面がすべりやすい状態になっているなどに対する清掃を行うことも重要です。日頃より意識をもって取り組んでほしいものです。

5 機械・設備・環境は安全な状態となっていますか …

☐ はい ☐ いいえ

(労働安全衛生法第20条・第21条・第22条・第23条・第45条・第65条ほか)

機械・設備・環境を原因として発生する災害は、甚大な被害をもたらす可能性が高いものです。機械設備に安全装置があるといったものだけでなく、通路面でのくぼみであるとか、仕事場における換気などにも注意が必要です。

また、安全な状態となっているかを定期的に点検することが重要となってきます。

6ー使用部材の内容を認識していますか … ☐ ^{ハイ} ☐ ^{イイエ}

みなさんの職場ではいろいろな部材を扱っていると思われます。その中には何がしかの対策が必要な有害物が含まれているかもしれません。

容器の記載内容や、データの取り寄せなどを行い、チェックしてください。

7ー資格が必要な業務を認識していますか … ☐ ^{ハイ} ☐ ^{イイエ}

(労働安全衛生法第59条・第61条ほか)

車の運転に免許証が必要なことはみなさん承知していることです。無免許で車を運転している人が隣近所にいた場合、危険だと思われるでしょう。仕事でも同様で、フォークリフトの運転など資格が必要な業務が多数あります。まずはそれぞれの業務を確認し、資格が必要なものか、必要であった場合、資格者が就いているかなど確認してください。また、必要な場合は、資格取得を行うようにしてください。

8ー無理な姿勢での作業になっていませんか … ☐ ^{ハイ} ☐ ^{イイエ}

腰痛といった動作による災害も多く発生しています。

働く方個人ごとに注意も必要と思いますが、まずは作業について確認し、例えば作業台の高さを調整すれば負担が少ないといった場合は対策を行うことで防止できる場合もあります。

9ー職場に必要な掲示はなされていますか … ☐ ^{ハイ} ☐ ^{イイエ}

咄嗟に行動することで災害となる場合も多くあります。安全教育衛生などで話していても日が経てば忘れがちですので、必要な個所に、「機械の停止確認！」など危険回避の掲示を行って注意喚起を図ってください。また、緊急時の対応などの掲示も有効です。

10ー報・連・相を徹底していますか … ☐ ^{ハイ} ☐ ^{イイエ}

コミュニケーションが良好なところほど災害は発生しにくいものです。危険を発見したといったような場合、職場内で伝えることで事故発生防止につながります。

チェックの結果はいかがでしたか。

事業主のみなさまにおかれましては、対策など対応できることについて、優先順位を決めて対応いただきますようお願いいたします（安全配慮義務の問題も含まれます）。

また、働くみなさまにおかれましては、自らの行動にも注意をするとともに、周囲の方々にも目配りをお願いします。